



- ①長野県退職教職員互助組合の説明動画をご覧ください
ありがとうございます。
この動画の詳しい内容は、「新たな出発に向けて」に掲載されておりますので、あわせてご活用ください。



①これから長野県退職教職員互助組合、略称「退教互」の事業概要について説明します。

退教互の事業①

1 退教互とは

2 退職後の医療制度

3 給付実績



①ここでは、「退教互とは」、「退職後の医療制度」、「給付実績」について説明します。

1.長野県退教互とは

2020(令和2)年度 退職予定の皆様へ

新たな出発に向けて

**退職後の医療費補助をおこなう、
長野県の教育関係職員だけの互助組合**

1965年の発足から今年で
56年目を迎えました

退職教職員互助組合

- ①長野県退教互とは、退職後の医療費補助をおこなう、長野県の教育関係職員だけの互助組合です。
- ②1965年に発足し、今年で56年目を迎えました。

2.退職後の医療制度と退教互

現職中は、公立学校共済組合と現職互助組合の手厚い医療費補助

1 医療機関ごと1か月の自己負担上限額 4,000円

退職後は、この補助が無くなります

そこで退教互の出番です

窓口負担分

医療費負担のモデル図

| 現職中 | 退教互に | |
|--------------------------------------|--------------------|------------------|
| | 加入 | 未加入 |
| 共済組合 7割 | 公的医療 保険 7割 | 公的医療 保険 7割 |
| 共済組合の 附加給付 互助組合の 給付 自己負担 | 退教互の 給付 自己負担 | 自己負担 3割 |

- ①退職後の医療制度と退教互の役割を説明します。
- ②長野県の教職員のみなさんは、現職中は公立学校共済組合と現職互助組合から、大変手厚い医療費補助があります。そのため、1医療機関ごと1か月の自己負担額が4,000円を超えることはありません。
- ③しかし、退職後はこの補助が無くなってしまいます。
- ④そこで退職後の医療費補助をする互助組織として生まれたのが長野県退教互です。

3.医療費の補助 = 療養給付実績

2019(令和1)年度の実績①

給付者数
(給付率)

9,300人
(52%)

給付総額

3億1,100万円



- ①医療費補助を療養給付といますが、2019年度の給付がどれくらいだったのか実績をみてみましょう。
- ②退教互から医療費補助を受けた方は9,300人にのぼりません。これは、給付対象者の皆さんの52%にあたります。
- ③組合員の皆さんに一年間に給付させていただいた総額は3億1,100万円になりました。

3.療養給付実績

2019(令和1)年度の実績②

| | 給付対象者1名あたり |
|--------|----------------|
| 退職組合員 | 20,500円 |
| 配偶者 | 14,900円 |
| 1世帯あたり | 27,600円 |



①もう少し詳しく見てみましょう。

退職組合員本人では平均すると一人当たり 20,500円 を給付させていただきました。

配偶者の方は平均すると一人当たり 14,900円 を給付させていただきましたこととなります。

1世帯平均にすると 27,600円の給付額となります。

以上のように、医療費補助により退職組合員様のお役にたつことができました。



①これから長野県退教互の共済事業の説明を始めます。

共済事業

1 療養給付

2 弔慰給付

3 単身者給付

4 退組合給付



①ここでは、「療養給付」、「弔慰給付」、「単身者給付」、「退組合給付」について説明をします。

1. 療養給付

退教互の中核事業

対象者

- 退職組合員（本人）
- 退職組合員の配偶者
- 被扶養者（退職組合員の子で障害をおもちの方）

給付額

- 保険診療による自己負担分の1か月の合計から2,000円を控除した額の6割

詳細は「退教互の説明3」で

- ①療養給付は退教互の中核的事業です。
- ②対象者は、退職組合員、退職組合員の配偶者、退職組合員の子で、障がいをお持ちの被扶養者です。
- ③給付額は、保険診療による自己負担分の1か月の合計から2,000円を控除した額の6割です。
- ④「退教互の説明3」でのちほどくわしく説明します。

2. 弔慰給付

対象者

- 退職組合員（本人）
- 退職組合員の配偶者

給付額

| | 【本人】 | 【配偶者】 |
|------------------------|------|-------|
| ■ 退職後1年未満で亡くなられた場合 | 30万円 | 15万円 |
| ■ 退職後1年以上3年未満で亡くなられた場合 | 20万円 | 10万円 |
| ■ 退職後3年以上5年未満で亡くなられた場合 | 10万円 | 5万円 |
| ■ 退職後5年以上で亡くなられた場合 | 3万円 | 2万円 |

①次に弔慰給付について説明します。

②対象者は、退職組合員と退職組合員の配偶者です。

③ここにありますがように、退職後何年たってお亡くなりになったのかによって、給付金額を決定させていただきます。

3. 単身者給付

対象者

- 単身者資格（ご自分の組合員資格のみ）を取得した人

給付額

■ 45万円

実質掛金納入額

■ 55万円

- ①次に単身者給付です。
- ②対象者は単身者資格つまり「ご自分の組合員資格のみ」を取得した方です。
- ③一旦掛金不足額を納入して、掛金総額を100万円にしていただきます。その後、45万円をお支払いします。
- ④実質的な掛金納入額は55万円になります。

4. 退組合給付①

対象者

- 現職組合員
- ・ 脱退
- ・ 45歳未満退職
- ・ 死亡

給付額

■ 現職中に納入した掛金の合計額

①最後に退組合給付です。

退組合給付とは、退教互の組合員をおやめになる時にそれまでの掛金の中から一定額をお支払いするものです。

②対象となるのは、現職組合員の場合、退教互を脱退される方、45歳未満で退職される方、現職中に亡くなった方などです。

③現職組合員の退組合給付は、現職中に納入していただいた掛金の合計額となります。

4. 退組合給付②

対象者

■ 退職組合員

・ 脱退 ・ 配偶者に戸籍の変更等があった場合

給付額

■ 弔慰金相当額（詳しくは、「新たな出発に向けて」の4ページ参照）

***退職組合員になると、現職中の掛金の合計額は返金されませんのでご注意ください。**

①退職組合員の場合、対象となるのは、退教互を脱退される方、配偶者で戸籍変更等があった場合です。

②給付額は弔慰金相当額になります。
詳しくは「新たな出発に向けて」の4ページをごらんください。

③一旦退職組合員になると、脱退する時に、現職中の掛金の合計額は返金されませんのでご注意ください。



①これから療養給付の説明を始めます。



①ここでは、給付の対象、給付額の計算方法について説明します。

療養給付- 1

療養給付の対象

保険診療による自己負担額

詳細は「新たな出発に向けて」7ページ

①療養給付の対象になる医療費は、保険診療による自己負担額です。

②「退教互の説明④」でもお話しします。
詳しくは「新たな出発に向けて」の7ページをお読みください。

療養給付- 1

給付額の計算

受診者ごと、

受診月ごと、

入院・外来ごとの

$(1\text{カ月の自己負担額合計}① - 2,000\text{円}) \times 0.6 = \text{給付額}②$

↓
年齢別の給付限度額まで③

月ごとに給付限度額があります



①給付額の計算方法です。

②受診者ごと、受診月ごと、入院・外来ごとに合計をします。

③合計額から2,000円を控除した額の6割が給付額です。

④ただし、年齢別に1か月の給付限度額がありますのでご注意ください。

療養給付-1

給付限度額

70歳未満の方

| | | | |
|----|----|-----------------|----------|
| 月額 | 入院 | 45,000円 (4回目以降* | 25,000円) |
| | 外来 | 45,000円 (4回目以降* | 25,000円) |

*過去12ヶ月以内に、3回以上給付限度額に達した場合、4回目以降の給付限度額は25,000円

70歳以上の方

| | | | | |
|----|----|---------|----|--------|
| 月額 | 入院 | 25,000円 | 外来 | 6,000円 |
|----|----|---------|----|--------|



- ①毎月の給付額には、年齢ごとの給付限度額があります。
- ②70歳未満の方は、入院・外来ともに45,000円。
4回目以降は25,000円になります。
- ③70歳以上の方は、入院が25,000円、外来が6,000円です。

限度額は、給付の公平性を保つためのものですので、組合員の皆様のご理解をお願いいたします。

療養給付- 1

【計算例】 70歳未満の場合①

| 【医療機関】 | 【入院・外来別】 | 【自己負担額】 |
|--------|----------|---------|
| A医院 | 外来 | 500円 |
| B薬局 | 外来 | 460円 |
| C病院 | 外来 | 3,000円 |

【給付額】

$$\{ (500 + 460 + 3,000) - 2,000 \} \times 0.6 = 1,176円$$

- ①70歳未満の方を例に計算をしてみましょう。
- ②A医院の外来で500円を支払いました。
- ③処方箋が出たので、B薬局で薬を受け取り、460円を支払いました。
- ④同じ月にC病院を受診し、外来で3,000円を支払いました。
- ⑤計算はここにあるように、まず3つの支払いを合計します。
そこから2,000円を引くと1960円になりますから、その6割で1,176円が給付額になります。

療養給付- 1

【計算例】 70歳未満の場合②

【医療機関】 【入院・外来別】 【自己負担額】

| | | |
|-----|----|---------|
| C病院 | 入院 | 90,000円 |
|-----|----|---------|

【給付額】

$(90,000 - 2,000) \times 0.6 = 52,800 \Rightarrow 45,000$ 円

(給付限度額のため)

①同じ月にこの方は、C病院に入院し、自己負担額90,000円を支払いました。

②外来と同じように、2,000円を引いた6割が給付額になります。
ただし、給付限度額があるため、実際の給付額は45,000円になります。

療養給付- 1

【計算例】 70歳未満の場合③

給付額合計

【給付額合計】

(外来) 1,176円 + (入院)45,000円 = 46,176円

①外来・薬局と入院をあわせて、46,176円が給付されます。



①これから療養給付の説明その2を始めます。

療養給付- 2

1 申請有効期限

2 給付にならないもの

3 申請から送金までの流れ



①ここでは、申請有効期限、給付にならないもの、申請から送金までの流れについて説明します。

療養給付- 2

申請書提出有効期限

受診月から3年間

毎月5日締切りのため3年にならない
場合がありますのでご注意ください

- ①申請書の提出有効期限は、受診月から3年間です。
- ②毎月5日が締切りのため、受診した日から3年間ではありませんのでご注意ください。

療養給付- 2

給付対象は医療保険適用分のみ

**ご注意
ください**

医療保険適用外の診療と介護保険は給付対象になりません



- ①退教互の給付対象は医療保険適用分のみとなります。
- ②医療保険適用外の診療や介護保険は給付対象になりません。

療養給付- 2

退教互の給付対象にならない診療

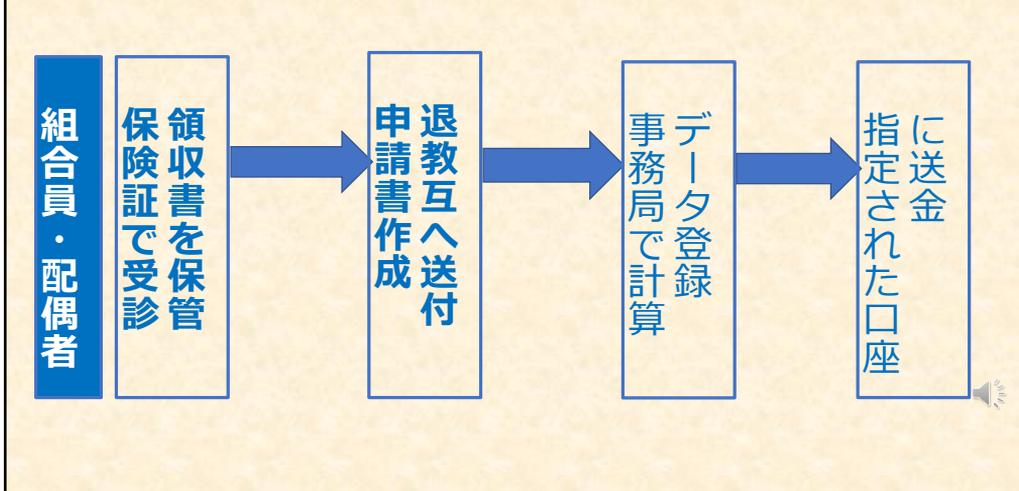
- ・ 自費診療・健康診断・人間ドック・インフルエンザ等の予防接種
- ・ 介護保険（デイケア施設利用料等）
- ・ 文書料（診断書等）・保険のきかない鍼灸マッサージ・接骨院での保険外治療
- ・ 容器代・サポーター代・歯ブラシ代・補聴器
- ・ 入院に関する諸費用（入院時食事療養費・生活療養費、質量差額、寝具代、その他雑貨）
- ・ 車代・売薬（医師の処方箋以外の薬）
- ・ 紹介状無しで200床以上の病院へかかった時の選定療養費



- ①具体的な対象にならない診療は次のとおりです。
- ②自費診療・健康診断・人間ドック・インフルエンザ等の予防接種
- ③デイケア施設利用料等の介護保険
- ④診断書等の文書料も対象になりません。
- ⑤その他にも、ここにあるものは対象外です。

療養給付- 2

申請から送金（受取）までの流れ



- ①申請から給付金の受取までの流れです。
- ②保険証を使って受診していただき、領収書を保管します。
- ③申請書を作成し、退教互事務局へ送ります。
- ④事務局で内容を確認し、データを登録します。
- ⑤ご指定の口座に送金されます。

療養給付-2

毎月5日までに受付



翌月25日に送金

| | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 6月 | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 7月 | 27 | 28 | 29 | 30 | 1 | 2 | 3 |
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 8月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 9月 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |

毎月5日までに受付した申請は

翌月25日に送金

- ①こちらが給付金の送金スケジュールです。療養給付は、毎月5日までに受付した申請を翌月25日に送金しています。6日以降の受付は、翌々月の25日に送金となります。

療養給付- 2

○ 退教互は送金通知を発行していません。マイページや通帳で入金を確認してください。

○ 療養給付申請書は必ず長野市の退教互事務局（長野市旭町1098番地）までご提出ください。



①退教互は給付金の送金通知を発行していませんのでマイページや通帳で入金を確認してください。

②また、療養給付申請書は、必ず長野市の退教互事務局（長野市旭町1098番地）へご提出ください。



①退教互の退職組合員資格取得の手続きと日程概要の説明を始めます。



①ここでは、資格取得の条件、資格取得手続き、組合員証の発行、療養給付の申請等について説明します。

■ 資格取得手続き

1 資格取得条件

- 退職時に45歳以上の現職組合員であること
- 掛金総額（100万円）を納入すること
- 早期退職者は年齢加算額を納入すること

2 退職支援ナビの入力

- 資格取得手続きは退職支援ナビを利用しておこないます

入力期間：2020年12月1日～2021年1月29日

①退職組合員になり、退職後の医療費補助を受けるためには次の条件を満たすことが必要になります。

②まず、退職時に45歳以上であること
次に掛金総額100万円を納入すること
最後に、早期退職の場合は年齢加算額を納入すること
です。

③支援ナビ入力のお願いです
資格取得手続きは、退教互ホームページにあるマイページにログインしていただき、退職支援ナビでおこなってください。

④入力期間は、2020年12月1日から2021年1月29日です。

■ 日程概要

1. 組合員証等の発行

組合員証、新ID・パスワード送付 → 2021年5月下旬予定

2. 療養給付の申請

組合員証が届いたら療養費申請ができます

2021年4月1日以降の受診分から給付対象です
領収書の保管をお願いします



①日程の概要は次のとおりです。

②組合員証、ID・パスワードの発行は、2021年の5月下旬を予定しています。

③療養費の申請ができるのは、組合員証がご自宅に届いてからです。

4月1日以降に医療機関を受診した時は、領収書を保管しておいてください。

3. その他の送金予定

退組合給付 送金

単身者給付 送金

2021年5月25日予定

①その他の送金予定です。

②退職組合員資格を取得せず脱退される方、配偶者資格を取得される方等への退組合給付の送金、

③ご自分だけの組合員資格を取得された方への単身者給付の送金は、いずれも2021年5月25日の予定です。

ご視聴ありがとうございました

